

○貝塚市総合計画条例

平成26年6月20日
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である貝塚市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、市政の最高理念であり、まちづくりの理念、目指すべき都市像及び基本目標を示すものをいう。

3 基本計画は、市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号)別表に規定する貝塚市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。